

【申請に必要な書類】

	書類名	備考
1	維持管理業者登録申請書 (所定の用紙)	・数字は算用数字を用いてください。
2	会社案内	・1部ご提出ください。
3	登記簿謄本の写し	・1年以内のもの。(なお個人経営の方は、住民票の写しをご提出下さい。)
4	維持管理技術者登録証の写し	・1業者複数の方がお持ちであれば全ての方のディスプレイ維持管理技術者登録証の写し
5	払込控(コピー) 登録手数料10,000円 (不課税)	・新規登録料は、所定の振込用紙はございません。指定銀行へお振込みください。 三菱UFJ銀行 六本木支店(045) 普通預金 1483931 トクテイヒエイリカソドウハウジン ディスプレイナマゴミシヨリシステムキョウカイ コウシユウグチ ・払込の際に発行される「払込控(コピー)」を登録申請書の所定欄に貼付してください。 <注意事項> ・領収書は、金融機関発行の証に代えさせていただきます。

[申請受付期間]

2024年8月30日(金)まで

*申請は、原則として上記受付期間とします。期間後も受付はいたしますが、事務手続き上、ご協力をお願いいたします。

[申請方法]

所定封筒にて必ず簡易書留(レターパック(赤)プラス可)により送付してください。

受付先：〒106-0032 東京都港区六本木6-7-14 朝日神社会館5F

特定非営利活動法人 ディスポーザ生ごみ処理システム協会

*申請書の直接の持参及び2業者以上の同封による郵便(申請)は、受付しません。

[登録証交付(予定)]

申請受付後、およそ1ヶ月後登録証を交付(配達記録郵便により送付)します。

*交付については、申請の集中、事務処理の都合等により交付時期が変更となる場合があります。予めご理解とご協力をお願いいたします。

[登録料について]

維持管理業者登録手数料 初回 10,000円

更新時 5,000円

*一旦、収納した手数料は、返還しません。

[更新について]

更新 5年 次回更新：2030年1月31日

- *申請手続き日に関係なく有効期限はすべて統一させていただきます。
- *更新手続きが必要となります。更新登録手数料 5,000円。

[登録事項変更等申請]

登録事項に変更が生じた場合には、規約に基づき登録事項変更等申請登録を行ってください。

- *所定用紙は、当協会ホームページよりダウンロードください。

登録事項変更等申請手続き終了後、登録証を再発行いたします。(登録事項等変更手数料 2,500円)

[注意事項]

- ・申請書類は、必ず簡易書留もしくはレターパック(赤)プラスにてお送りください。
- ・申請の記載内容及び必要添付書類に不備があるものについては、申請を受け付けない場合があります。
- ・申請書類などに不備、不足を認めた場合、補正をお願いします。
- ・領収書は、金融機関発行の証に代えさせていただきます。当協会からは改めて領収証等については発行いたしません。
- ・申請事項に変更が生じた場合は、速やかに変更等申請をお願いします。



特定非営利活動法人 ディスポーザ生ごみ処理システム協会

〒106-0032 東京都港区六本木 6-7-14 朝日神社会館 5F

電話：03-6812-9077 FAX：03-6812-9078

URL：http://fwpa.eco.coocan.jp/

E-mail：KYT05753@nifty.ne.jp

ディスプレイ排水処理システム維持管理業者登録申請書(新規)

申請日 年 月 日

記入しないで下さい。

* 業者登録NO.

I. 登録業者

社名	
代表者名	役職 印
住所	〒
連絡先	TEL FAX
担当者名	
部署名	
役職名	
連絡先	住所 〒
	TEL FAX
	e-mail(必須)

* 事務局記入欄 * 受付: 年 月 日

Ⅱ. 維持管理技術者

氏名	維持管理技術者 登録住所	登録証 NO	有効期限
①	〒		
②	〒		
③	〒		
④	〒		
⑤	〒		
⑥	〒		
⑦	〒		
⑧	〒		
⑨	〒		
⑩	〒		

添付書類

会社案内 1部

登記簿謄本の写し(1年以内のもの) 1通

維持管理技術者・技術者補 登録証の写し 各1通

振込コピー(所定位置に貼付)

振込控
を貼付して下さい。